議案第１６号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

令和７年２月２０日　提出

北本市長　三　宮　幸　雄

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第１編　関係条例の一部改正（第１条―第４条）
第２編　経過措置
第１章　通則（第５条・第６条）
第２章　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第７条―第９条）
第３章　その他（第１０条）
附則
第１編　関係条例の一部改正
（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和２６年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（北本市職員の給与に関する条例等の一部改正）

第２条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

⑴　北本市職員の給与に関する条例（昭和２８年条例第１号）第１７条の３第３号及び第４号並びに第１７条の４第１項第１号及び第３項第１号

⑵　北本市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第１７号）第６条第１号

⑶　市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和４４年条例第９号）第５条の２第３号及び第４号並びに第５条の３第１項第１号及び第３項第１号

⑷　北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４４年条例第１０号）第５条の２第３号及び第４号並びに第５条の３第１項第１号及び第３項第１号

（北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第３条　北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４７年条例第１２号）の一部を次のように改める。

第４条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（北本市土砂等のたい積の規制に関する条例等の一部改正）

第４条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

⑴　北本市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成１７年条例第２４号）第２４条及び第２５条

⑵　北本市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１８年条例第４９号）第１６条

⑶　北本市行政不服審査会条例（平成２８年条例第１１号）第１０条

⑷　北本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第３号）附則第３条第３項及び第４項

第２編　経過措置

第１章　通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第５条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例

による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第６条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第２章　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（北本市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第７条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第１号の規定による改正後の北本市職員の給与に関する条例第１７条の４第１項（第１

号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第８条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第３号の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第４号の規定による改正後の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例第５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第３章　その他

（経過措置の規則への委任）

第１０条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附　則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。